

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が実施する「草の根技術協力事業事後調査（2019-2022 年度）」に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、本業務仕様書にもとづき本件業務を実施する。

1. 業務の背景

JICA は、2002 年度から草の根技術協力事業（草の根パートナー型、草の根協力支援型、地域提案型（2012 年度から実施の「地域活性化特別枠」及び「地域経済活性化特別枠」を含む。））を実施している。

同事業は、国際協力の意志のある日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した知見や経験に基づいて提案する国際協力活動を、JICA が提案団体に業務委託して JICA と団体との協力関係のもとに実施するものである。多様化する開発途上国のニーズに対応すべく、草の根レベルでのきめ細やかな協力を行なうとともに、日本国内への開発途上国経験の還元や日本国内での国際協力への理解・参加促進にも資することが期待されている（以下 3 点を重要な視点と位置付けている）。

- ① 日本の団体が主体的に行う人を介した「技術協力」であること。
- ② 開発途上国の地域住民の生活改善・生計向上に役立つ事業であること。
- ③ 日本の市民の国際協力への理解・参加を促す機会となること。

2016 年度からは、同事業実施を通じて、事業対象国にもたらされた成果や持続性を把握し教訓として活かすことを目的に、事業終了後一定期間が経過した案件を対象に以下 2 種類の事後調査を実施している。以下（1）（2）調査のこれまでの実施状況は、2016 年度は現地調査を含む（1）及び（2）を外部委託で実施、2017・2018 年度は（2）を JICA 直営で実施している。

（1）アンケート調査及びフォローアップ調査	
対象	個別案件
実施頻度	毎年
内容	終了した事業についての事後現況の把握を目的として、事業終了後 3 年程度が経過した時期を目途に事業終了後の現況に係る調査を実施するもの。
（2）特定の地域や課題を対象とした調査	
対象	特定の地域や課題に該当する案件
実施頻度	3～5 年に 1 回

内容	草の根技術協力事業の制度全体としての成果と課題を抽出し制度改善等に役立てることを目的として、特定の地域や課題を対象に、第三者の視点を入れた調査を定期的実施するもの。
----	--

なお、事後調査の導入にあたっては、会計検査院による 2015 年度 ODA 検査（参考 1）及び、2015 年度外務省 ODA 評価「草の根技術協力事業に関する評価（第三者評価）」（参考 2）において以下の指摘を受けており、本事後調査はこれらにも対応することが求められている。

（参考 1）会計検査院による指摘：事業終了後の国内実施団体の関与の有無等を勘案のうえ、事業終了から一定期間経過後の事業効果の持続状況や現況を、受託団体が確認した結果を共有したり、機構自ら確認したりするなどして、今後の事業の改善に反映できる体制とすること。

（参考 2）平成 26 年度外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価」（第三者評価）での指摘：草の根技術協力事業のスキームそのものの改善に資する評価の実施を提言する。具体的には、地域ないし課題に専門性を持つ人材や、NGO・市民社会分野に精通している人材、更に評価そのものに精通する人材から成る評価チームによって、本スキームの「第三者評価」を定期的（3~5 年ごと）に実施することである。

2. 調査の目的

本事後調査は対象となる草の根技術協力案件を抽出の上、アンケート調査・フォローアップ調査を通じて、個別案件の現況を把握するとともに、事業完了報告書・終了時評価表等の分析や現地調査等を通じて、事業の改善や今後目指すべき方向に関する提言をまとめていくことを目的とする。具体的には以下 2 段階を予定している。

（1）アンケート調査及びフォローアップ調査

- ① アンケート調査を通じて、実施団体（実施団体）・C/P（事業対象国）の事業への関与の有無等を調査し、事業成果の定着状況や事業終了後の効果の持続状況を把握・分析する。
- ② 事業終了後の効果発現状況等を踏まえ、フォローアップが必要と判断した案件につき、実施団体・C/P に追加で詳細の聞き取りを通じたフォローアップ調査を行い、今後、取るべき対応策（案）をまとめる。

（2）特定の地域や課題を対象とした調査

- ① 事業完了報告書・終了時評価表の分析、「（1）アンケート調査及びフォローアップ調査」及び現地調査を踏まえ、草の根技術協力事業の制度全体としての成果と課題を抽出し、事業の改善や今後目指すべき方向に関する提言や教訓をまとめる。

3. 契約期間（予定）

2021年1月から2022年11月まで

4. 業務の内容

本委託業務は2020年度～2022年度の複数年度契約にて実施する。（1）アンケート調査及びフォローアップ調査については毎年度、（2）特定の地域や課題を対象とした調査については、2021年度に実施することとする。

【業務範囲】

調査年度ごとに、各種調査の実施及び分析、事後調査報告書（アンケート・ヒアリング調査結果等の成果品を含む）の作成・提出、調査結果報告会の開催を行う。調査業務の具体的内容は、以下（1）アンケート調査及びフォローアップ調査及び（2）特定の地域や課題を対象とした調査に記載のとおり。

（1）アンケート調査及びフォローアップ調査（毎年）

対象案件※	事業終了年度から3年が経過した案件のうち①②のいずれかの条件を満たすもの ①事業実施金額が5000万円以上のすべての案件（2020年度：42件、2021年度：15件、2022年度：34件） ②①の他、課題があるため事後現況の把握が必要、成功例として今後の参考になる教訓が得られる等の理由により国内機関・在外事務所が特に事後調査の必要があると判断した案件 具体的な件数は実施年度によるが、過去3年度の件数は以下のとおり。 参考）2018年度：①20件②9件、2017年度：①8件②9件、2016年度：全60件（2016年度は①②の条件に関わらず2013年度に終了した全案件を対象とした。）
実施年度	2020年度、2021年度、2022年度
内容	（ア）実施団体を対象としたアンケート調査 ・上述対象案件の実施団体に対しアンケート調査を行う。 ・対象案件のリスト及び送付先はJICA国内事業部がとりまとめ共有する。 ・アンケート調査の依頼文書・アンケート票を作成し団体に送付する（実施団体への送付はJICA国内機関が行う）。なお、アンケートの回収率が上がるようJICA国内機関に適宜リマインドする等、対応を進める。 ・回収したアンケート結果の分析を行う。 （イ）C/Pを対象としたアンケート調査 ・（ア）を踏まえ、C/Pへの更なる聞き取りが必要と判断した案件（判断基準は【調査項目】6ページ目上部に記載のとおり）について、同じ内容のアンケート調査（英語版）をC/Pに対して実施する。・C/Pへのアンケート調査の対象案件は、実施団体へのアンケート回答結果を踏まえ、国内機関が対象案件候補リスト

	<p>を作成し、JICA 国内事業部と協議のうえ最終的に決定する（（ア）で実施した案件数のうち半数程度を想定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の依頼文書・アンケート票作成しを C/P に送付する（C/P への送付は JICA 在外事務所が行う）。 <p>なお、アンケートの回収率が上がるよう JICA 国内機関に適宜リマインドする等対応を進める）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収したアンケート結果の分析を行う。
	<p>（ウ）実施団体または C/P を対象としたフォローアップ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （ア）（イ）のアンケート調査結果を踏まえ、追加情報収集と判断した案件につき、実施団体または C/P に対し更なるフォローアップ調査を行う。 ・ 本フォローアップ調査については、アンケート調査結果の分析を踏まえ受注者が対象案件候補を提案し、JICA 国内事業部と協議のうえ決定する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ （ア）（イ）を踏まえ、アンケート調査の分析結果を作成する。 ・ （ウ）を踏まえ、具体的な取るべき対応策（案）をまとめ、JICA に提案する。

※ 事後調査実施年度ごとの対象案件終了年度は以下のとおり（具体的案件は別添のとおりに）。

- 2020 年度：2016 年度及び 2017 年度に終了した 42 案件
- 2021 年度：2018 年度に終了した 15 案件
- 2022 年度：2019 年度に終了した 34 案件

（2）特定の地域や課題を対象とした調査（1 回）

対象案件	2021 年度事後調査対象案件から以下の条件に当てはまる案件。ベトナム・カンボジア（コロナ禍の中で渡航再開の見通しが立っている国、かつ草の根技協実施実績の多い 2 か国）で実施した案件全 12 件。
実施年度	2021 年度（※前回は 2016 年度に実施）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な調査項目は、実施年度初めに、調査目的を踏まえ受注者が提案し、JICA 国内事業部と協議のうえ決定する。 ・ 対象案件について、C/P や受益者へのインタビュー等の現地調査を行う。 ・ 現地調査には可能な限り、JICA 国内事業部、在外事務所又は国内機関の担当者が参加する。必要に応じて対象分野・地域、草の根技術協力事業に精通する外部有識者にも同行を依頼する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草の根技術協力事業の制度全体としての成果と課題を総合的に抽出し、事業の改善や今後目指すべき方向に関する提言や教訓をまとめる。

（3）好事例や実施上の工夫等の取りまとめ、報告・勉強会の実施

- 2021 年度について、（1）（2）の調査結果を踏まえ、好事例や実施上の工夫等を

取りまとめ、外部公開用広報資料を作成する（パワーポイント 10 ページ程度で HP に掲載することを想定）。

- 各年度の調査結果取りまとめ後、JICA 内関係者向けに調査結果報告会を行なう。また、2021 年度においては、実施団体や今後提案を希望する団体向けに報告・勉強会を開催する。報告・勉強会については、受注者による調査報告、実施団体による好事例紹介、団体同士の意見交換で 1.5～2 時間を想定している。実施方法はオンラインを想定。

【調査項目】

(1) アンケート調査及びフォローアップ調査

アンケート調査項目は過去に実施した事後調査にて使用した内容を踏襲する。具体的なフォーマットや項目立ては、より回答を得やすいフォーマットを受注者が提案する。過去の調査項目は以下のとおり。

(ア) 団体、プロジェクトの基本情報

(イ) 事業のプロジェクト目標

(ウ) 事業効果の継続状況

- ① 事業の成果（アウトプット）・プロジェクト目標は事業完了時点で達成されていたか。
- ② 草の根技術協力事業終了後、事業がもたらした効果は現在も継続されているか。
- ③ ②の回答について、どのような理由や背景、工夫があったか。
- ④ 事業終了に伴い、相手国関係機関に譲渡した施設・機材等は現在も適切に使用・維持管理されているか。
- ⑤ ④の回答について、その状況及び理由は如何。

(エ) 教訓

- ① プロジェクト実施やその後について、良い結果をもたらした教訓、また、課題が残ったこと等、他のプロジェクトの参考になるような教訓について。
- ② 上位目標が達成されている場合や、それ以外にプロジェクトによる影響（負のインパクトを含む）がある場合は、その状況及び背景、理由について。
- ③ 当該国及び当該セクターへの今後の案件形成への留意事項、提言

(オ) 日本の市民の国際協力への理解・参加及び地域の活性化（実施団体のみ）

- ① 日本の市民の国際協力への理解・参加促進や日本の地域活性化に寄与したか。該当する場合、その具体的内容や実施方法について。

(カ) 国内機関・在外事務所からの確認が必要な質問がある場合、質問項目を個別に設定。

上記調査項目について得られた回答をもとに、草の根評価 4 項目（妥当性、実績とプロセス、効果、持続性）+「市民参加の実績」「グッドプラクティス、教訓、提言等」の 6 つの項目を踏まえた分析を行う。各項目の詳細は「草の根技術協力事業に係る業務実施ガイドライン 終了時評価の評価項目」（p.33～）を参考にする。

なお、C/P を対象としたアンケート調査は、実施団体を対象としたアンケート調査の結果を踏まえ、国内機関が実施の是非を判断することとしている（4.

（1）（イ）に記載のとおり）。C/P を対象としたアンケート調査実施の判断基準（案）は以下のとおり。

- ・ 実施団体からのアンケート回答がない、回答内容が不十分等の理由により現地の状況が十分に把握できないもの。
- ・ 機材の使用状況や事業の継続性について、状況が特に悪く、C/P への更なる聞き取りが必要と判断できるもの。
- ・ 事業の効果が大きく表れており好事例として C/P へのさらなる聞き取りをすべきと判断できるもの。

（2）特定地域や課題を対象とした調査

調査項目は、以下の調査目的を踏まえ受注者が提案し、JICA 国内事業部と協議のうえ決定する。

【調査目的】

- 現地調査を踏まえ、当該分野・地域における草の根技術協力事業の課題、実施にあたっての留意点について調査・分析し、具体的な制度改善案を JICA に提案すること。
- 当該分野・地域において、草の根技術協力事業が今後さらなる効果を発現するためにどのような形で貢献していけるか（本事業のさらなる展開の可能性）について検討し、具体的な対応策を JICA に提案する。
- 上記のほか、コロナ禍の状況において事業対象地にどのような影響があったか、どのような対策がなされているのか、ポストコロナの時代における草の根技術協力事業に対する追加的ニーズ等について調査のうえ、JICA に報告する。

5. 提出物・成果品

調査の各段階において作成する提出物・成果品は以下のとおり。成果品は納入前に JICA との協議及び調整を踏まえ、必要に応じて見直したうえで、業務終了後に速やかに提出し、JICA 担当者の検査・承認を得たうえで、JICA 国内事業部市民参加推進課に提出すること。

なお、2021 年度の業務終了時に中間成果品として「2020 年度事後調査報告書ならび

に「2021年度事後調査報告書」、2022年度の業務終了時に最終成果品として「2022年度事後調査報告書」を検査することとする。

成果品	内容	提出部数	提出時期
<p>●中間成果品： 2020年度、2021年度調査報告書</p> <p>●最終成果品： 2022年度調査報告書</p>	<p>当該年度のアンケート調査（2021年度は現地でのインタビュー調査も含む）を踏まえ、調査分析結果・今後の教訓を取りまとめる。含める項目（案）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果要約 ・事業終了後の効果の持続状況、実施団体・C/Pの関与状況 ・好事例や実施上の工夫についてまとめた外部公開用資料（広報用） ・具体的なフォローアップ案の提案 ・草の根技術協力事業の改善に関する提言や教訓 ・アンケート用紙、インタビュー項目等、調査で用いた資料 	<p>和文 20部 CD-R 1部</p>	<p>※各年度 2021年5月 2022年1月 2022年10月</p>
提出物	内容	提出部数	提出時期
①業務計画書	<p>該当年度の調査の方針・方法についてJICAと検討・協議のうえ、調査項目を整理し、業務計画書を作成し、JICAの確認を得る。含める項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票フォーマット（案） 	2部	<p>※各年度 2020年11月 2021年6月 2022年5月</p>
②現地調査計画書	<p>JICAと協議のうえ現地調査対象案件を選定し、JICAの確認を得る。アンケート調査結果を踏まえ調査項目を整理した現地調査計画書を作成し、JICAの確認を得る。含める項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インタビュー調査実施対象国・案件のリスト ・相手国C/P、受益者等を対象としたインタビュー項目（案） ・現地調査における調査項目（案） 	2部	<p>※2021年度のみ 2021年8月</p>
③調査結果報告会プレゼンテーション資料	<p>各年度の調査結果について、JICA関係部署担当者に向けた報告会にて使用するプレゼンテーション資料（パワーポイント等）を作成し、JICAの承認を得る。含める項目（案）は以下のとおり。</p>	<p>CD-R 1部</p>	<p>※各年度 2021年5月 2022年2月 2022年10月</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果要約 ・ 事業終了後の効果の持続状況、実施団体・C/Pの関与状況 ・ 草の根技術協力事業の改善に関する提言や教訓 <p>※なお 2021 年度においては、実施団体や今後提案を希望する団体向けにも報告・勉強会を開催する。プレゼンテーション資料についても必要に応じて外部公開用に修正のうえ、JICA 国内事業部の承認を得る。</p>		
④外部公開用広報資料	「アンケート調査及びフォローアップ調査」「特定の地域や課題を対象とした調査」の結果を踏まえ、好事例や実施上の工夫等を取りまとめ外部公開用広報資料を作成し、JICA 国内事業部の承認を得る。	データ (PP ファイル)	※2021 年度のみ 2022 年 2 月
⑤収集資料	本件調査を通して収集した資料及びデータは、項目ごとに整理し、収集資料リストを付したうえで調査終了後に JICA に提出する。	1 部	※各年度 成果品 (調査 報告書) 提出 時

※報告書等作成についての留意事項

- (ア)各種報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、引用するものについては必ず出典を明記する。
- (イ)アンケート用紙などの英文作成にあたっては、必ず当該分野の知識が豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- (ウ)作成にあたっては、原稿段階で JICA と十分な協議を行うこと。
- (エ)各報告書は、その内容を的確かつ簡潔に記載すること。
- (オ)最終成果品以外の仕様は、A4、両面コピー、簡易製本とする。報告書の様式や仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」の通りとする。

6. 調査実施上の留意点

本調査実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 草の根技術協力事業の目的である以下 2 点を十分考慮した調査内容とする。
 - ・ 市民の力による開発への貢献が質・量ともに拡大する
 - ・ 途上国や日本の地域の課題解決への理解・参加が促進される
- (2) 上記「4.調査業務の内容」に挙げた項目に加え、草の根技術協力事業の特色等を的確に把握・整理する案があれば、これを積極的に JICA に提案する。

- (3) 各種報告書の作成にあたっては、図表等を用いて結果の分かりやすい記載を工夫すること。
- (4) 現地調査における業務実施に際しては、必要に応じて日本大使館、JICA 在外事務所等とも連絡を密に行い、最新の渡航情報を入手し、安全管理に最大限配慮すること。

7. 調査の工程

本調査は、2021 年 1 月より開始し、2022 年 11 月の終了を目途とする。

調査工程は別添 2「全体業務工程表」のとおりを想定しているが、最終成果品の提出日が指示書より遅くならない限りにおいて、応札者の業務計画にもとづいた工程を提案することを可とする。

なお、現地調査については COVID-19 感染拡大を受けた行動規範の順守・渡航制限等を踏まえながら柔軟に対応を検討する。状況に応じては国内での遠隔調査への切り替えも検討する。

8. 業務従事者の構成と業務量の目安

(1) 業務従事者の構成

業務従事者の構成と各人の役割、業務量の目安については以下を想定している。

	役割	業務量の目安
総括責任者	業務の実施についての総括管理を行う。	75 人日
調査分析	調査分析に係る専門知識を用いて、上述 4. の業務を遂行する。加えて、調査・分析結果を具体的な提言に落とし込んだ報告書等（成果品）を作成する。	134 人日
業務調整	総括責任者、調査分析担当者の業務が滞りなく遂行されるよう、各関係者間の業務調整等を行う。	72 人日

9. その他

(1) 支払い条件

中間成果品提出時、最終成果品提出時の 2 回（2022 年 1 月及び 10 月）に支払いを行う。

(2) JICA からの便宜供与

- ・ 業務委託にあたっては、JICA 内に執務スペースは設けないが、必要に応じて外部関係者との会議や JICA 内関係者との打合せスペースを提供する。ただし、コロナ感染状況も踏まえ、会議や打ち合わせはオンラインでの実施を検討する。

- ・ 業務に必要な事務機器や文房具等消耗品については受注者が準備する。
- ・ JICA の名称及びロゴ入りの名刺作成及び貸与は行わない。

(3) 旅費

- ・ 海外出張については、契約に計上している金額を上限として、JICA の外国旅費規程に基づき実費精算する。
- ・ 出張以外の交通費については報酬に含める。

参考資料

1. 調査対象案件リスト

別途、配布となります。

2. 全体業務工程表

別添 2 参照

3. 2016 年度事後調査報告書（参考資料）

https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_12326286.html

4. 草の根技術協力事業に係る業務実施ガイドライン

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/kusanone/ku57pq000027f1o-att/gyoumu_01.pdf